【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成18年9月22日

【会社名】 川田工業株式会社

【英訳名】 KAWADA INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川田忠裕

【本店の所在の場所】 富山県南砺市苗島4610番地

【電話番号】 (0763)22 - 2101(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 渡 邉 敏

【最寄りの連絡場所】 東京都北区滝野川1丁目3番11号

【電話番号】 (03)3915 - 4321(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部部長代理 長谷川 敦

【縦覧に供する場所】 川田工業株式会社 東京本社

(東京都北区滝野川1丁目3番11号)

川田工業株式会社 大阪支社

(大阪市西区北堀江1丁目22番19号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成18年9月22日開催の取締役会において、川田建設株式会社を完全子会社とするため、会社法第796条第3項の規定に基づく株式交換を行うことを決議するとともに、同日付で株式交換契約書を締結いたしました(当社は、これらの株式交換に伴って、新株式を発行する予定です。)ので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

募集によらないで取得される有価証券の発行(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に掲げる 事項)

イ.株式の種類

普通株式

口.発行数

5,153,070株(予定)

八.発行価格及び資本組入額

発行価格は、株式交換の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価の平均に基づいて 算定しております。

また、資本組入れは行いません。

二.発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額は、上記八.の発行価格に、上記口.の発行数を乗じた金額となります。

また、資本組入れは行いません。

ホ.発行方法

川田建設株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.14株を割当交付します。ただし、当社の所有する川田建設株式会社の普通株式、並びに川田建設株式会社の保有する自己株式については割当交付しません。

へ,新規発行による手取金の額及び使途

該当事項なし。

ト.新規発行年月日

平成19年2月1日(予定)

チ、当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所

リ. 当該株券を取得しようとする者

株式交換の日の前日(平成19年1月31日)の最終の川田建設株式会社の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録された株主(実質株主を含む)。

ヌ.提出日現在の提出会社の資本の額及び発行済株式総数

資本の額 9,601百万円

発行済株式総数 52,655,654株

株式交換(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に掲げる事項)

イ、当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(1)名称 川田建設株式会社

(2)住所 東京都北区滝野川 6 丁目 3 番 1 号

(3)代表者の氏名 取締役社長 川田 紳一

(4)資本金 1,089百万円

(5)事業内容 PC橋梁、プレビーム橋梁の設計・製作・架設据付

口. 当該株式交換の目的

鋼製橋梁・PC橋梁建設業界におきましては公共投資の縮小傾向に加え、鋼製橋梁業界における独占禁止法違反に係る行政処分の影響を受け、受注競争は一層激しさを増しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行を背景に、入札方式は技術提案力を重視する総合評価方式に重点が移行しております。

このような環境の中において、当社グループは、事業基盤の強化、経営の効率化、並びに技術の高度化を目指すべくグループ戦略を検討してまいりました。その結果として、橋梁事業において総合エンジニアリンググループとしての事業構造を最適化するという観点から、株式交換の方法により、川田建設株式会社を当社の完全子会社とすることが最適との判断にいたり、平成18年9月22日付で株式交換契約を締結いたしました。

八. 当該株式交換の方法および当該株式交換契約の内容

(1)当該株式交換の方法

当社が川田建設株式会社の完全親会社となり、川田建設株式会社が当社の完全子会社となるため、平成19年2月1日(予定日)をもって、川田建設株式会社の株主(当社を除く)の保有する同社株式が当社に移転するとともに、川田建設株式会社の株主(当社を除く)は、当社が株式交換に際して発行する新株式または当社が保有する自己の株式の割当を受け、当社の株主となります。

(2) 当該株式交換契約の内容

当社が川田建設株式会社と平成18年9月22日に締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

川田工業株式会社(以下、「甲」という。)と川田建設株式会社(以下、「乙」という。)は、次のとおり株式交換 契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲と乙は株式交換により、甲を完全親会社、乙をその完全子会社とする。

第2条(株式交換に際して発行する株式と自己株式の割当)

甲は、株式交換に際して発行する普通株式5,153,070株とその保有する自己の普通株式97,058株(平成18年8月31日現在)と合わせて合計5,250,128株を、株式交換の日の前日の最終の乙の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下、同じ。)に記載された株主(実質株主を含む。以下、同じ。)に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式1.14株の割合をもって割当交付する。但し、甲の所有する乙の株式(平成18年8月31日現在3,448,950株)及び乙の所有する自己株式(平成18年8月31日現在30,674株)については、甲の株式は割り当てない。

- 2 前項の株式交換に際して発行する普通株式5,153,070株に対する配当金は、平成18年4月1日から起算する。
- 3 第1項の株式交換に際して発行する普通株式数は、平成18年8月31日現在の予定株式数とする。

第3条(資本金及び準備金の額)

株式交換に関し、甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金及び資本準備金

甲の資本金及び資本準備金の額はこれを増加させないものとする。

(2) その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金

会社計算規則第68条所定の額

第4条(株式交換契約承認総会)

乙は、平成18年11月9日に株主総会(以下、「交換契約承認総会」という。)を招集し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、株式交換手続進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 甲は、会社法第796条第3項の規定により、株式交換契約書の株主総会の承認を得ないで、株式交換を行う。

第5条(株式交換の日)

株式交換の日は、平成19年2月1日とする。但し、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後株式交換の日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条(株式交換交付金)

甲は、乙の株主に対して、株式交換交付金の支払いを行わない。

第8条(株式交換前に就任した役員等の任期)

株式交換の日前に甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本株式交換がない場合に在任すべき時までとする。

第9条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結の日から株式交換の日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または 乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、株式交換条件を変更し、または本契約を解除 することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、第4条に定める乙の交換契約承認総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議の上、定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年9月22日

甲:富山県南砺市苗島4610番地 川田工業株式会社 代表取締役社長 川田忠裕

乙:東京都北区滝野川六丁目3番1号 川田建設株式会社 代表取締役社長 川田紳一